



各書類の準備方法・保険金等のお支払時期等について

各書類の準備方法

- かんぽ生命所定の保険金等の支払請求書、入院・手術証明書（診断書）、死亡証明書等の書類や委任状のひな形等は、お近くの郵便局の窓口に備え付けています。
入院・手術証明書（診断書）、死亡証明書等の書類や委任状はかんぽ生命のWebサイトからダウンロードすることも可能です。
なお、入院保険金・手術保険金・放射線治療保険金をご請求いただく場合は、「マイページ」または保険金請求Webサービスで請求書類のお取り寄せが可能です。
また、ご契約内容やご請求内容によっては、インターネットでのご請求が可能な場合があります。

パソコンから

かんぽ生命 入院



検索

スマートフォンから

ご利用にあたってはこちら



- 以下の書類が必要な場合は、書類ごとの注意点をご確認ください。ご不明な点がございましたら、担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンター、ご高齢のお客さま専用コールセンターまでお問い合わせください。
- なお、これらの書類の取得費用は、「原則、お客さまの負担」になります。また、提出書類の内容を確認した結果、他の書類の提出をお願いすることがあります。

入院・手術証明書 (診断書) (*1)

- 本人または家族の方が担当の医師または医療機関に直接証明を求めてください。
- 原本を提出してください。
- 入院・手術証明書（診断書）の原本を提出したにもかかわらず、保険金等の支払対象とならなかった場合は、診断書取得費用相当額（6,000円）をお支払いします (*2)。
- ➡ 詳しくは、📖「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ご請求内容等によっては、提出を省略した簡易なお取り扱いが可能です。詳しくは P.35～P.38 をご確認ください。

死亡証明書

- 本人または家族の方が担当の医師または医療機関に直接証明を求めてください。
- ご請求内容等によっては、提出を省略した簡易なお取り扱いが可能です。

住民票

- 本人または家族の方が取得してください。

戸籍抄（謄）本 (原戸籍)

- 本人または家族の方が取得してください。
- 被保険者の出生から亡くなるまでの相続関係の確認が必要となる場合があります。

(*1) 複数の保険契約にご加入いただいている場合でも、**同じ内容のものであれば複数ご提出いただく必要はありません。**

(*2) 当社所定の要件を満たしている必要があります。

保険金等のお支払時期について

ご請求を受け付けた日の翌日からその日を含めて、5営業日以内に保険金等をお支払いします。
支払明細書にて、お支払内容をご確認ください。
ただし、当社において事実確認等が必要な場合は、確認の内容に応じて支払期限が45日または180日になります。

➡ 詳しくは、📖「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

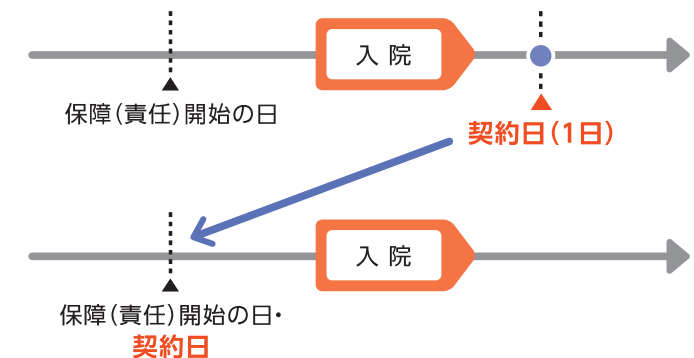
保険金等のお受け取り方法について

保険金等のご請求の際に、口座振込可能な預貯金口座をご指定いただきますので、口座番号を確認できる通帳等をお持ちください。
なお、保険金等の振込みが完了したときは書面にてご案内します。

保険金等のご請求に際しての注意点

かんぽ生命保険契約では、保険金等のご請求に際して、そのご請求が保障（責任）開始時から契約日の前日までの間の保険事故に対するものである場合、契約日が保障（責任）開始の日と同一の日に遡及することがあります。契約日は保険期間や保険料の計算の基準となる日であるため、この遡及により保険期間や保険料が変更となる場合があります。

保障（責任）開始時から
契約日の前日までの間に
被保険者が入院した場合



その他、お手続きについてご不明な点がございましたら、担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンター、ご高齢のお客さま専用コールセンターまでお問い合わせください。

かんぽコールセンター

☎ 0120-552-950
(通話料無料)

受付時間 9:00～21:00 平日
9:00～17:00 土曜日・日曜日・休日

※1月1日～3日を
除きます。



付帯サービスのご案内

保険契約者さまのほか、ご家族にも ご利用いただけるお役立ちサービス



ご加入いただいている保険に関係なくご利用いただけます。

利用対象者

個人を保険契約者とするかんぽ生命保険契約・簡易生命保険契約の保険契約者さま・被保険者さま・受取人さまおよびそのご家族

▼ ご利用可能なサービス



くらしと 介護サポート

介護支援専門員(ケアマネジャー)や社会福祉士、看護師など、専門の知識と経験を備えたコンシェルジュチームが、介護予防や介護中の方に対する将来への備えと幅広いくらしの悩みにお応えします。

※一部有料サービスとなります。



0120-762-577

(通話料無料)



受付時間 9:00～20:00 平日(水曜除く)・土曜
※日曜・休日・12月29日～1月3日を除く

これからに元気を。大切な人に安心を。

郵便局の終活日和

相続手続、遺言書、介護および葬儀といったお困りごとの相談や、手厚いサポートを受けられる提携企業のご紹介を行います。

※一部有料サービスとなります。

生活相談ダイヤル



0120-65-3741

(通話料無料)



受付時間 9:00～20:00 平日
※土曜・日曜・休日・年末年始を除く

葬儀専用ダイヤル



0120-999-560

(通話料無料)



受付時間 24時間年中無休

かんぽ

健康・医療・介護・育児相談ダイヤル

健康・医療・介護・育児に関するご相談に、看護師、医師などの専門スタッフがお応えします。



0120-665-770

(通話料無料)



受付時間 24時間年中無休

かんぽ

「くらしの税」の情報ダイヤル

日常生活における税に関するご質問に、税理士などの専門スタッフがお応えします。相続に関する情報もご提供します。



0120-565-088

(通話料無料)



受付時間 10:00～18:00 平日・土曜
※日曜・休日・12月29日～1月4日を除く

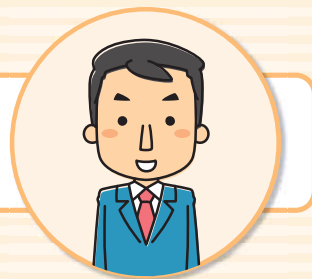
ご利用にあたっては、事前に保険契約者さまの
保険証券(保険証書)記号番号をご確認ください。
詳しくは、担当者、お近くの郵便局、
かんぽ生命支店までお問い合わせください。





用語の解説

お手続きサポートBOOKをお読みいただくにあたって参考になる用語の解説です。



い	遺族	死亡保険金受取人が指定されていない場合または被保険者が死亡する前に指定された死亡保険金受取人が死亡した場合は、被保険者の遺族が死亡保険金受取人になります。 被保険者の遺族の順位は次のとおりです。 ①配偶者（法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます） ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた人 ⑧死亡当時、被保険者の生計を維持していた人 ※1 被保険者の遺族のうち、「②子」および「⑥兄弟姉妹」には、民法に定められている代襲相続と同様の仕組みはなく、ひ孫・甥姪等は含まれません。 ※2 かんぽ生命保険契約において、被保険者の遺族がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人になります。
か	簡易生命保険契約	平成19年9月までに郵便局でお申し込みいただいた保険契約のことをいいます。
	かんぽ生命保険契約	平成19年10月以降にかんぽ生命が引き受けた保険契約のことをいいます。
き	基本契約	かんぽ生命保険契約においては普通保険約款に、簡易生命保険契約においては簡易生命保険約款（簡易生命保険特約簡易生命保険約款を除きます）に、それぞれ記載されている契約内容をいいます。
け	契約日	かんぽ生命保険契約における、保険期間や保険料の計算の基準となる日をいいます。 （P.86の「保険金等のご請求に際しての注意点」についてもご確認ください）
こ	効力発生日	簡易生命保険契約における、保険期間や保険料の計算の基準となる日をいい、保険契約上の保障を開始した日（保険契約のお申し込みの日）です。
	告知義務違反	保険契約の申し込み当時に、質問表（告知書 [※] ）によりお尋ねした事項について、保険契約者または被保険者が事実を告知しなかったこと、または事実でないことを告知したことをいいます。告知義務違反があった場合、当社は保険契約を解除し、または保険金等をお支払いしないこと等があります。 ※告知方法として、「ペーパーレス申込み（画面による告知）」や「Web手続（お客さまのスマートフォン上での告知）」を含みます。

と	特約	基本契約の保障内容をさらに充実させるために、基本契約に付け加えるものです。かんぽ生命保険契約においては特約条項に、簡易生命保険契約においては簡易生命保険特約簡易生命保険約款に、それぞれ記載されている契約内容をいいます。
ひ	被保険者	その方の死亡などが保険の対象となる方をいいます。 その方の死亡、病気やケガによる入院等に関して保険金が支払われます。
ふ	不慮の事故	急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。
ほ	保険期間	契約日（効力発生日）から保険契約上の保障（責任）が終了するまでの期間をいいます。
	保険金受取人	保険金等を受け取る方をいいます。
	保険金の支払事由	被保険者の死亡、入院などの保険金を支払う事由をいいます。
	保険契約者	当社と保険契約を結び、保険契約上の権利と義務がある方をいいます。
	保険証券（保険証書）	契約した保険の内容（保険金額や保険期間等）を具体的に記載した書面で、保険契約に加入された際に保険契約者にお届けしています。
	保険料	保険契約者から、保険契約に基づき、保険金等の支払いの対価として、当社に払い込むお金をいいます。
	保険料の払込免除	被保険者が所定の身体障がい状態になったとき等に、以後の保険料の払込みを免除することをいいます。
	保険料払込期間	保険料を払い込む期間をいいます。
	保障（責任）開始時／保障（責任）開始の日	【保障（責任）開始時】当社が保険契約上の保障（責任）を開始する時をいいます。 【保障（責任）開始の日】保障（責任）開始時を含む日をいいます。 ※簡易生命保険契約においては、効力発生日です。
め	免責事由	保険金等の支払事由に該当している場合でも、保険金等が支払われない事由をいいます。
や	約款	保険契約者と当社（簡易生命保険契約においては、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構）との「保険契約の加入から消滅までのとりきめ（契約内容）」をあらかじめ定めたものをいい、保険金を支払う条件等について記載しています。 ※1 かんぽ生命保険契約においては、普通保険約款、特約条項および特則条項です。 ※2 簡易生命保険契約においては、簡易生命保険約款および簡易生命保険特約簡易生命保険約款です。



ご案内番号のさくいん

保険金等のご請求に必要な情報は、各ページでご確認いただけます。



第1章 お支払いの要件

| 1 | 基本契約の保険金等

K01	☐	死亡保険金	P.13
K02	☐	死亡給付金	P.13
K03	☐	保険金の倍額支払	P.13
K04	☐	重度障がいによる保険金	P.14
K05	☐	育英年金	P.14
K06	☐	介護保険金	P.15
K07	☐	介護割増年金	P.15
K08	☐	特別夫婦年金保険の年金／保険料の払込不要	P.16
K09	☐	財形保険の保険金	P.16

| 2 | 保険料の払込免除

K20	☐	重度障がいによる保険料の払込免除	P.17
K21	☐	身体障がいによる保険料の払込免除	P.17
K22	☐	特定要介護状態による保険料の払込免除	P.17
K23	☐	学資保険等の保険契約者の死亡／重度障がいによる保険料の払込免除	P.18
K24	☐	主たる被保険者の死亡／重度障がいによる保険料の払込免除	P.18
K25	☐	主たる被保険者の身体障がいによる保険料の払込免除	P.19
K26	☐	配偶者である被保険者の重度障がい／身体障がいによる保険料の払込免除	P.19
K27	☐	身体障がいによる保険料の払込免除(学資保険(はじめのかんぽ)、年金保険契約等に付加された特約)	P.20
K28	☐	普通養老保険の保険契約者の死亡／重度障がいによる保険料の払込免除(被保険者が満10歳未満のとき)	P.20

| 3 | 特約保険金

T01~T08	☐	入院保険金	P.21
T09	☐	手術保険金(入院中に受けた手術)	P.22
T10	☐	手術保険金(外来で受けた手術)	P.22
T11	☐	放射線治療保険金	P.23
T12	☐	入院初期保険金	P.23
T13	☐	長期入院一時保険金	P.23
T14	☐	通院療養給付金	P.24
T15	☐	先進医療保険金	P.24
T16	☐	入院一時金	P.25
T20	☐	特約死亡保険金	P.25
T21	☐	特約死亡保険金	P.25
T22	☐	傷害保険金	P.26
T23	☐	特約介護保険金	P.26

第2章 ご請求時の必要書類

H01	☐	死亡保険金／死亡給付金	P.31
H02	☐	保険金の倍額支払／死亡保険金(財形保険の場合)／特約死亡保険金	P.31
H03	☐	重度障がいによる保険金	P.32
	☐	被保険者の重度障がいによる保険料の払込免除	P.32
H04	☐	学資保険等保険契約者の死亡による保険料の払込免除	P.32
	☐	育英年金(保険契約者死亡)	P.32
H05	☐	学資保険等保険契約者の重度障がいによる保険料の払込免除	P.32
	☐	育英年金(保険契約者重度障がい)	P.32
H06	☐	介護保険金／介護割増年金／特約介護保険金	P.32
	☐	被保険者の特定要介護状態による保険料の払込免除	P.32
H07	☐	特別夫婦年金保険の年金／保険料の払込不要	P.32
H10	☐	入院・手術保険金等(病気の場合)	P.34
H11	☐	入院・手術保険金等(ケガの場合)	P.34
H12	☐	傷害保険金	P.34
	☐	被保険者の身体障がいによる保険料の払込免除	P.34
H08 H09 H13	☐	入院・手術事情書による入院保険金等のご請求	P.35

第4章 お支払いできる事例とできない事例

J01	☐	死亡保険金	告知義務違反があった場合	P.57
J02	☐		保険契約の消滅後に亡くなった場合	P.58
J03	☐	保険金の倍額支払	不慮の事故を原因とする場合	P.59
J04	☐		重大な過失がある場合	P.60
J05	☐	重度障がいによる保険金	重度障がいの回復の見込みがある場合	P.61
—	☐	介護保険金	特定要介護状態になった場合	P.62
—	☐	保険料の払込免除	告知義務違反があった場合(学資保険の保険契約者の死亡)	P.63
J10	☐	入院保険金	保障(責任)開始時に発病した場合	P.64
J11	☐		短期間の入院の場合(契約日(効力発生日)が平成20年7月1日以前の特約)	P.65
J12	☐		支払日数限度を超過した場合 (無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約以外の特約)	P.66
J13	☐		支払日数限度を超過した場合 (無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約)	P.67
J14	☐		複数回入院した場合①	P.68
J15	☐		保険契約の消滅後に入院した場合	P.69
—	☐		検査のための入院の場合	P.70
—	☐		介護施設に入院・入所の場合	P.71
J20	☐	手術保険金	「所定の手術」に該当しない場合①	P.72
—	☐		「所定の手術」に該当しない場合②	P.73
J21	☐		入院をとまなわない外来での手術の場合	P.74
J22	☐		1回のお支払いを限度とする手術の場合① (無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約以外の特約)	P.75
	☐		1回のお支払いを限度とする手術の場合② (無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約以外の特約)	P.76



ご案内番号のさくいん

第4章 お支払いできる事例とできない事例

J23	☐	手術保険金	一連の手術となる手術を受けた場合 (無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約)	P.77
J24	☐	放射線治療 保険金	放射線治療を2回以上受けた場合 (無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約)	P.78
—	☐	入院初期 保険金	複数回入院した場合② (無配当総合医療特約(I型)・無配当傷害医療特約(I型)・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約(I型))	P.79
—	☐	入院一時金	複数回入院した場合③ (無配当総合医療特約(R04)・無配当傷害医療特約(R04)・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04))	P.80
—	☐	長期入院 一時保険金	長期にわたって入院した場合 (無配当疾病傷害入院特約・無配当傷害入院特約)	P.81
J25	☐	傷害保険金	身体障がいの回復の見込みがある場合	P.82
J26	☐	通院療養 給付金	退院後に通院または療養を必要としない場合 (疾病傷害入院特約・疾病入院特約・傷害入院特約)	P.83
J27	☐	先進医療 保険金	先進医療による療養を受けた場合(無配当先進医療特約)	P.84



MEMO